

創業支援カフェ KARASTA.
「チャレンジスペース」
入居者募集要領

1. 募集の目的

創業支援カフェを創業支援に関する拠点に位置付け、平成 29 年 7 月 1 日より「創業支援カフェ KARASTA.」(カラスト)としてリニューアルオープンし、潜在的な創業希望者の発掘及び顕在的な創業希望者の育成を段階的に支援することで、創業者増加による新たな雇用の創出を促進し、地域の活性化を図っています。

そのような中、創業希望者の発掘及び育成事業として、チャレンジスペースへの入居を促進し、創業に向けた機運向上を図ることを目的として本事業を実施します。

2. 募集概要

創業支援カフェ KARASTA.にて、小売業、サービス業、ワークショップ（例：雑貨、手芸品等の創作活動）やギャラリー展示等の営業行為を目的とするチャレンジスペースの入居者を募集します。募集は2区画とします。（1事業者1区画、個人数名によるグループ応募可）

入居を希望する個人・事業者は、「創業支援カフェ KARASTA.」に入居申込書を提出し、選考委員会による選考を経て決定するものとします。

3. 入居場所

創業支援カフェ KARASTA.内のチャレンジスペース（下関市赤間町 1-10）

4. 支援の内容

入居者は以下の支援を受けることができます。

- (1) 専門家による経営相談等
- (2) 各種コンサルタントの紹介
- (3) セミナー等各種情報提供
- (4) HP、SNS 等を活用した事業に関する広報
- (5) クリエイター等の紹介

5. 入居期間

平成 29 年 10 月下旬～平成 30 年 3 月末日

入居条件により期間中に店舗できる方を募集します。店舗を構えて自立される方、又は病気等の理由で運営が困難な状況の場合等で退去をご希望される場合にはご相談に応じます。退去予定の 1 ヶ月前までにご相談ください。

6. 施設

概要は以下になります。

- (1) チャレンジスペース
1 区画約 4.5 ㎡

パーティション等の区切りはありません。

テーブル、椅子、事務用品等はありませんので各自ご用意ください。

駐車場はありません。

(2) 設備

水道、電気、トイレ、照明、エアコン、WI-FI、電源設備（無料）

7. 入居条件

法人又は個人ともに、所在又は居住する場所が下関市内・市外の住所であることを問いません。ただし、市外の方は下関市内に出店を考えられている方に限ります。また、運営目的を理解し、協力できる方で以下の条件を満たす方に限ります。

- (1) 出店申込者又は出店を申込みする法人の代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人または破産者でないこと。
- (2) 現に破産法、会社更生法、民事再生法、会社法上の特別清算その他倒産法制上の適用を受けてないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律の第2条第2号から4号及び6号の規定に該当しないこと。また、暴力団及び暴力団員と社会的に非難される関係にある者（従業員を含む）でないこと。
- (4) 自己の責任による事故、災害について迅速に対応できること。
- (5) 申込時において下関市（市外の者にあつては、法人又は個人の登録のある区市町村）における税金等の滞納、未払いがないこと。
- (6) 募集要項等の内容を遵守するとともに、創業支援カフェ KARASTA.との連携のもと、下関市のまちづくりや地域振興の発展を図ろうとする強い意志があること。
- (7) 創業支援カフェ KARASTA.の営業時間内は、営業内容の問い合わせ等に誠実に対応できること。
- (8) 創業支援カフェ KARASTA.で開催される創業セミナーやイベント等に積極的に参加すること。
- (9) 広報等の営業努力を実施すること。
- (10) 創業支援カフェ KARASTA.の運営に協力すること。
- (11) 事業内容、効果等関係者への開示を行うこと。
- (12) 各種許認可等が必要な場合は、自身にて出店前までに取得すること。

8. 経費の負担

- (1) 家賃及び光熱水道費等無料です。
- (2) 営業に必要な設備設置及び什器備品等に要する経費及び付随する保守点検料は、全て入居者の負担とします。
- (3) 消耗品、広告料その他営業に要する費用は、全て入居者の負担とします。
- (4) 店舗内の清掃や警備及び各種保険の加入は入居者の費用と責任により行うこと。

盗難、損壊及び天災等による入居者の損害に対する責任は負いません。

9. 事業内容

- (1) 事業の内容については、入居申込書により事前に提案するものとします。入居後に内容の変更を行う場合は、事前に承諾を得てください。
- (2) 店舗内において、飲食等はできません。
- (3) 施設のイメージを損なう恐れのある物品（公序良俗に反するものを含む）販売及びサービスの提供を禁止します。

10. 事業報告書

平成29年10月～平成30年3月の事業報告書（事業概要、来客数・売上等の営業実績、出店による効果、広報活動内容等）を平成30年3月末日までに提出して頂きます。

11. 責任賠償等

入居者は、使用（営業）に伴い、施設及び経営上生じたクレーム・事故・債務・賠償責任等については、自己の責任において処理するものとし、創業支援カフェ KARASTA. に対して一切の補償等の請求はできないものとします。

12. 募集要項・選考方法等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、創業支援カフェ KARASTA. のホームページからダウンロードできます。

(2) 募集期間

平成29年9月25日（月）から平成29年10月6日（金）

(3) 応募書類の提出

応募者は、募集期間内に下記の書類を創業支援カフェ KARASTA. に提出してください。

なお、ご提出いただいた書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

【提出書類】

- ① 入居申込書（別紙「様式1」）
- ② 法人の場合は、過去2期の決算書類及び市税に滞納がないことの証明書、個人の場合は、市税等に滞納がないことの証明書。
- ③ 法人においては、現在事項全部証明書。個人においては、住民票。

④ その他 必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

(4) 応募書類の提出先

創業支援カフェ KARASTA.に持参又は郵送により提出してください。

〒750-0007

下関市赤間町1-10

創業支援カフェ KARASTA.まで

(5) 選定

入居希望者の面接を実施し、選定基準に基づいて、選定審査会において決定します。配布資料のある場合は、必要部数を当日ご持参ください。

～面接（プレゼンテーション）～

① 日時

面接の日時と場所は、別途電話及び文書にて連絡いたします。

配布資料を準備される場合は、ご用意いただく部数をその際にお知らせいたします。

② 内容

プレゼンテーションは、次のいずれの方法でも可能です。説明時間は1人あたり15分、質疑応答時間10分程度とします。

(i) 配布資料による説明

(ii) プロジェクターを利用した説明

(プロジェクターを利用する場合は、事前にご連絡ください。)

(6) 選定基準

① チャレンジショップ入居への考え方

② 申込者の商業者適性

③ 事業の採算性

④ 事業の継続性

⑤ アイディア・新規性・話題性

⑥ 地域との連携

⑦ 賑わいあるまちづくりへの貢献期待性

※ ①から⑦について総合的に判断します。

(7) 結果の通知

出店申込者のうち、面接に参加された方に書面で通知します。

13. スケジュール（平成29年）

- ① 入居事業者募集期間：9月25日（月）～10月6日（金）
- ② 審査会（場所：創業支援カフェ KARASTA.）：10月中旬
- ③ チャレンジスペース入居：10月下旬

14. 問合せ先

創業支援カフェ KARASTA

TEL：083-227-4747

e-mail：karasta@tmr-inc.jp